

表1 自動車消費の穏やかな拡大のための若干の措置に関する通知(主な内容)

1	「国6」排出基準の実施時期にかかる調整	実施時期を当初の2020年7月1日から2021年1月1日延長。 2020年7月1日までに生産、輸入した「国5」排出基準の対応車については、「国6」未実施地域において2021年1月1日まで販売・登録が可能。
2	新エネ車購入に関する財政支援措置を補完	新エネ車購入補助金および購入時の税優遇を2022年末まで延長。 都市交通領域における新エネ車利用を促進。
3	老朽ディーゼルトラックの廃車促進	重点地域における「国3」以下の排ガス規制ディーゼルトラックについて100万台の淘汰目標を完成させる。経済措置は追って発表。
4	中古車流通の円滑化	中古車販売に関する制限政策を無くし、関連制度を整備し、輸出拡大も進める。2020年5月1日から2023年末まで、購入時の税金を0.5%に下げる(現行2%)。
5	自動車ローン金融の利用促進	金融機関が自動車ローン業務を行うことを奨励。頭金要件および金利の引き下げ、返済期間の延長などにより自動車販売の潜在力を開放する。

(出所) 政府の発表を基にジェトロ作成

表2 上海市の内燃車用ナンバープレート交付数と抽選参加者、当選率

	交付数 (枚)	参加者数 (人)	当選率 (%)
2016年	132,399	2,785,336	4.8%
2017年	133,385	2,988,412	4.5%
2018年	134,896	2,386,374	5.7%
2019年	112,119	1,895,706	5.9%
2020年1月	8,612	131,948	6.5%
2020年2月	7,966	130,962	6.1%
2020年3月	11,970	133,903	8.9%
2020年4月	14,410	144,210	10.0%

(出所) 上海市の発表を基にジェットロ作成